

【目的・方法】医療機関における患者に対する医療行為の適否等が問題となり民事訴訟に至ることがある（以下、医事関係訴訟）。本邦の医事関係訴訟に関する知見は、主に第一審に関する限定的な報告が存在するのみであり、上級審の終局結果を踏まえ最終的に解決（以下、最終解決）した結果を調査した報告はない。そこで本研究では、2004年から2008年の期間において千葉地方裁判所（以下、千葉地裁）に提訴された全ての医事関係訴訟の最終解決結果及びそれらのうち判決によって最終解決した全ての医事関係訴訟の判決文を調査し、その傾向を明らかにすることを目的とした。

【結果】千葉地裁に提訴された医事関係訴訟118件は、和解58%、判決33%及び取下5%により最終確定し、回付移送その他4%であった。判決39件の内訳は、医療機関側有利判決72%及び患者側有利判決28%であった。訴状受理（地裁）から判決確定までに要した期間（以下、訴訟期間）の中央値は、835日（151-2374日）であった。控訴無・上告無事件（16件）、控訴有・上告無事件（17件）及び控訴有・上告有事件（6件）の訴訟期間の中央値は、それぞれ486.5日（151-1190日）、809日（329-2034日）及び1302日（1064-2374日）であった。

【考察】本研究結果は、千葉県の医療機関における医事関係訴訟をほぼ反映したものと考えられる。2004年から2008年の期間に全国の地裁・簡裁に提訴された医事関係訴訟の件数は4842件であり、全国及び千葉県の医療機関（病院、診療所及び歯科診療所）において医事関係訴訟に至る件数（医療機関1万対）は、それぞれ55.5件/年及び33.6件/年と推測される。本研究結果は、千葉県の医療機関における医事関係訴訟の全容を推定するための貴重な報告となるであろう。